

三療サービスを活用した家族介護者への 支援の拡充案について

【令和6年4月から実施予定】

家族介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、診療所または自宅で行っている三療サービスの対象を家族介護者にも拡充し実施する。

令和6年1月25日
高齢者支援課

【概要】

対象者 練馬区内に住所を有し、要介護3～5の方と同居し、在宅で介護している50歳～64歳の親族等の方

利用回数 年間最大4回
※お送りする利用券の枚数は、申請月により異なる。

申請月	4月～12月	1月～3月
利用券の枚数	4枚	3枚



申請は年度ごとに必要となります。

費用 1回1,500円 利用券1枚で、施術を1回利用可能
(出張施術の場合は、別途1,000円かかる)

利用できる場所 練馬区三療師会に加入している各施術所(者)
(利用券と一緒に施術所一覧表をお送りする。)

施術時間 三療サービスの術目や、受ける方の体調・具合等により、
施術時間は異なります。そのため、施術時間については
施術所に要確認